

フリガナ	マラモウ
氏名	Marlar Maw
学位	博士(法学)
学位記番号	新大院博(法)第17号
学位授与の日付	平成20年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博士論文名	Judicial Practices of State Immunity concerning Commercial Activities and Myanmar (商業活動に関する国家免除をめぐる裁判所の実行とミャンマー)

論文審査委員	主査	実務法学研究科教授	山崎公士
	副査	実務法学研究科教授	成嶋 隆
	副査	実務法学研究科教授	沢田克己
	副査	法学部准教授	ジョージ・ムスラキス

博士論文の要旨

1. 論文の目的と位置づけ

1-1. 国家免除

本論文の主題は、国際法における「国家免除」である。「国家免除」とは、国家はその行為や財産に関し、国際法上、外国の裁判管轄権に服さないという原則である。主権免除とも呼ばれる。国家は原告として外国裁判所に訴えを提起することは認められるが、その同意なしに被告として裁判に服することはない。国家免除は、すべての国家は互いに平等であり、他の主権国家の権限の下に置かれることはないという考え方に基づいている。

かつては外国国家を被告とする事件については裁判権が否定されるとする絶対免除主義が一般的な原則であった。しかし、国家の活動領域が私人の領域と考えられてきた経済活動にまで及ぶようになり、また旧ソ連等の社会主義諸国では、国家が対外的な経済活動を独占的に行うことになると、従来の絶対免除主義では外国国家と取引関係に入る私人に不公正をもたらすとの批判が生じた。そこで、国家の行為を「主権的行為」と「業務管理的行為」に分け、前者にのみ裁判権免除を認める制限免除主義の考え方が次第に有力になってきた。制限免除主義を採用するヨーロッパ国家免除条約が1972年に採択され、これを契機に英米等が制限免除主義を採る主権(国家)免除法を制定した。その後、シンガポール、パキスタン、カナダ、オーストラリア等が次々と制限免除主義に基づく国内法を整備するに至り、2004年12月に採択された国連国家免除条約も制限免除主義を採用した。

1-2. ミャンマーにおける国家免除をめぐる状況

ミャンマーの現政権は1988年以来市場経済制度を導入し、さまざまな改革を実施してきた。しか

し、国営企業も存続している。国営企業の活動は国営企業法(1989年)によって規律されるが、同法は「主権的行為」と「業務管理的行為」の区別に関する規定を持っていない。このため、ミャンマーの国営企業と商取引する外国企業は、その取引から生ずる紛争についてミャンマー政府が国家免除を主張しかねないとの懸念から、ミャンマーへの経済進出を手控える傾向がある。外国からの直接投資を望むミャンマーとしては、一刻も早く国家免除法を制定し、国家免除に関し制限免除主義を採用していることを国際的に示し、こうした懸念を払拭したいところである。

1-3. 本論文の目的

本論文は、ミャンマーに国家免除法が制定された場合、同国の裁判所が直面すると思われる同国の国営企業と外国企業との国家免除をめぐる潜在的な法的紛争に関し分析し、裁判所による解決方法に関し方向性を提示することである。本論文はこのため、国家免除をめぐる現在の国際法状況とミャンマーの国内法状況を分析し、国連条約と諸国の国内法や国内裁判例に学びつつ、国際法学の観点から、ミャンマーにおける国家免除に関する国内法の制定に向けた問題点を整理し、若干の提言を行うものである。

2. 論文の研究手法、構成と概要

2-1. 研究方法

本論文の採った研究方法は以下の通りである。

1. 国家免除に関する国際法状況の確認
2. 国家免除をめぐるミャンマーの国内法状況の確認
3. 商業活動に関する国家免除をめぐるアメリカ、イギリス等ヨーロッパ諸国の国内裁判例の分析
4. 国連国家免除条約の分析
5. ASEAN諸国および中国、日本、韓国の国家免除に関する対応
6. 「主権的行為」と「業務管理的行為」の区別をめぐる法的議論の分析
7. 国家免除をめぐるミャンマーが採用すべき国内法の展望

2-2. 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

第I部：本研究の目的、主題および研究方法

第1章 序

第II部：国際法における主権免除の原則とミャンマーの観点

第2章 国際法における国家免除の原則

第3章 ミャンマーに関する商業活動に関する国家免除をめぐる問題

第4章 国家免除に関するミャンマーの観点

第III部：商取引に関する国家免除の慣行

第5章 アメリカ、イギリスその他ヨーロッパ諸国の裁判所の裁判例

第6章 国際連合国家免除条約

ASEANにおける経済関係と国家免除

第IV部：評価、展望および結論

第7章 国際的経験からミャンマーが学ぶべきこと

第8章 考察

結論

2-3. 本論文の分析結果

上記の研究目的と研究方法にもとづく研究の結果は次のように要約できる。

1. アメリカ、イギリス等のヨーロッパ諸国の国内法、国連条約等によれば、国家免除に関しては制限免除主義が世界的な潮流である。
2. 制限免除主義を採用する場合、問題とされる商業活動に関し、免除が許容される「主権的行為」と免除が否定される「業務管理的行為」を区分する基準が重要となるが、行為の性質に着目して判断する「行為性質説」と、行為が行われた目的を重視する「行為目的説」とが主張されてきた。アメリカ主権免除法やイギリス国家免除法は前者を採用しており、これが諸国の国内法において主流となっている。自国内に国外と取引する多くの私企業が存在する先進国は、自国籍企業の権利を保護するため、免除の範囲を狭く解する行為性質説を支持する傾向にある。他方で、先進国の私企業から訴えられる可能性が高い途上国は、免除の範囲を広く認める行為目的説を一般に支持してきた。国連国家免除条約第2条2項は、行為性質説を中心としつつ、行為目的説の立場も加味し、両者の妥協を図った。この基準に関し、ミャンマーを含むASEAN諸国は、今後制定する国内法において国連条約の規定を採用すべきである。
3. 上記国連条約の規定が示す「業務管理的行為」の判断基準は、ASEAN諸国の裁判所に裁量の余地を残すので、適切な基準である。
4. アメリカやイギリス等ヨーロッパ諸国の国家免除法と裁判所による同法の適用状況を踏まえ、ミャンマーにおける国家免除法制定にあたり、ミャンマーの法制度はイギリス法を継受しているとの事情も考慮して、イギリス法をもっとも参照すべきである。
5. ミャンマーが制定すべき国家免除法を展望する場合、ミャンマーも加盟しているASEAN諸国との関係を重視すべきである。シンガポールとマレーシア以外のASEAN諸国は国家免除法を制定していないが、ASEANの経済的統合を進めるうえでも、ヨーロッパ国家免除条約のような枠組条約をASEANにおいても締結し、ASEAN域内での国家免除をめぐる紛争を回避すべきである。

審査結果の要旨

本論文は国際法学において長年にわたり理論と実務の両面から議論されてきた国家免除の問題に正面から取り組んだ意欲作である。国家免除をめぐるのは、英米等の国内法とその適用、ヨーロッパ国家免除条約ならびに国連国家免除条約等に関し、世界的に幾多の研究が蓄積されている。本論文はこれらの先行研究に依拠しつつ、独自の視角から以下の新たな知見を提示した。

第1に、市場経済制度を採る途上国としてのミャンマーの視点から、国家免除をめぐる1970年代以降の諸国の国家実行や国連の法典化作業を綿密に検討し、国家免除の問題に関しミャンマーの裁判所が直面すると思われる状況を分析し、対応策を一般的に示したことである。

第2に、「業務管理的行為」の判断基準として、国連条約が提示した行為性質説を中心としつつも行為目的説の立場も加味した規準をミャンマーの国内法でも採用すべきことを実証的に示したことである。

第3に、ASEANは域内諸国間の国家免除をめぐる紛争を回避するため、ヨーロッパの例にならって地域国家免除条約を締結すべきことを実証的に提示したことである。

Marlar Maw氏はヤンゴン大学修士課程で国際法を専攻し、修了後ミャンマー政府国家計画・経済発展省、アセアン自由貿易地域部職員として、ASEAN諸国との協定締結交渉に携わり、条約締結をめぐる実務を経験した。また同国最高裁判所調査部において国際法に関する実務を経験している。本論文はこうした行政官あるいは裁判官としての実務経験に裏付けられて執筆されている。

ただし、本論文の欠点として次の点が指摘できる。第1は、国家免除をめぐる国際法の展開に関しては、先行研究を整理・紹介したに過ぎず、新たな視角からの分析に欠けていることである。第2は、ミャンマーにおける国家免除法の制定に向けた分析に焦点をあてたため、現行の国際法に関する実体法的分析と立法論的分析が混在し、両者の有機的な関連を示すまでに至っていないことである。これらの欠点の一部は、ミャンマーにおいて法制度が十分に整備されておらず、加えて筆者が実務家であることに由来すると思われる。しかし、こうした点が指摘されるにせよ、本論文で示された実証的な分析にもとづく新たな知見は、十分に評価される。同氏の研究成果は、近い将来国家免除法の制定に取り組むミャンマーにとって、理論的な支柱となるものと思われる。

以上を総合的に勘案し、また本論文は国際法学の観点から分析された論稿であることに鑑み、審査委員会は全員一致で、本論文は博士（法学）を授与するに相応しい優れた論文であると判断した。